

～ 奈良県まちづくり拠点整備推進事業 ～

平成21年度  
「まちづくり拠点整備ファンド」への支援  
募集案内

応募期間 平成21年6月1日～6月26日



奈良県 土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL : 0742-27-5433 FAX : 0742-27-7685

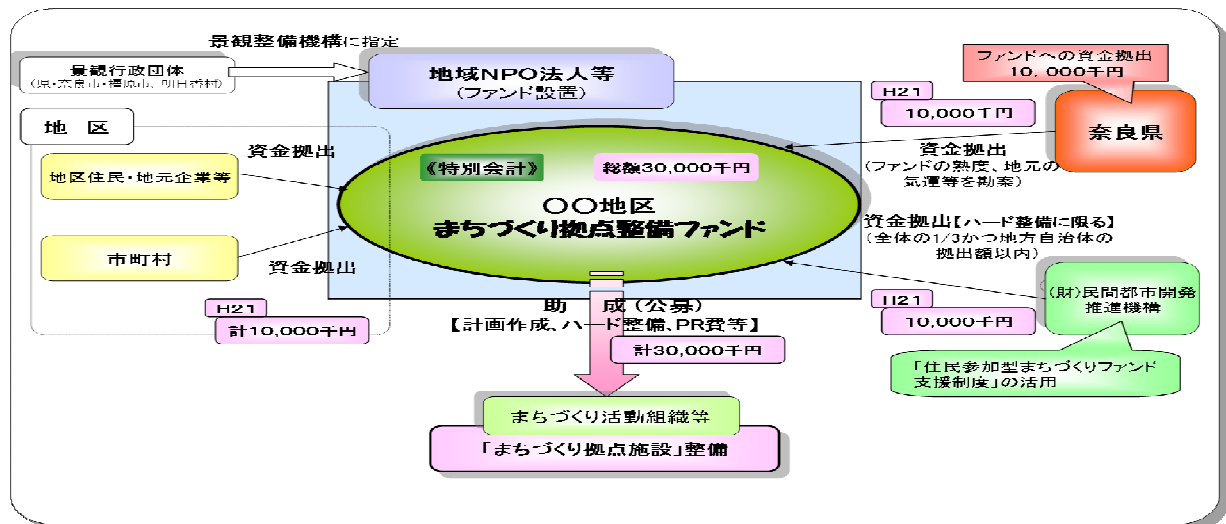
E-mail : [dezain@office.pref.nara.lg.jp](mailto:dezain@office.pref.nara.lg.jp)

URL [http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-5479.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-5479.htm)

## ◆事業の趣旨

歴史的な街なみ地区等において、(財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という)の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用して、地域のまちづくり拠点施設整備を行う組織等を支援する「まちづくり拠点整備ファンド」を、景観整備機構に指定された NPO 法人等が設置する場合、地域のにぎわいを再生するとともに住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的として、奈良県が当該ファンドに対し資金拠出を行います。

### 《まちづくり拠点整備ファンド(景観整備機構型)スキーム》



## ◆資金拠出内容

### ◇資金拠出対象となるまちづくり拠点整備ファンドの要件

次の①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 平成21年度「住民参加型まちづくりファンド支援制度(民都機構)」を活用するもの
- ② 景観整備機構<sup>\*1</sup>に指定された景観づくりを行うNPO法人又は公益法人(財団法人又は社団法人)が設置するもの
- ③ まちづくり拠点施設<sup>\*2</sup>の整備(ハード事業を伴うものに限る)を行うまちづくり活動組織等に対して、公募した上で助成を行うもの
- ④ 住民・地元企業等から資金拠出が行われるもの

なお、県からの資金拠出時には①～④の要件を、民都機構への申請時には②の要件を満たす必要がありますが、それぞれの要件を満たす予定があれば応募いただけます。

#### \*1【景観整備機構】

景観法第92条第1項に基づき景観行政団体<sup>\*</sup>が指定した景観づくりを行う公益法人及びNPO法人(<sup>\*</sup>景観行政団体:現在のところ、奈良県、奈良市、橿原市、明日香村)

**\*2【まちづくり拠点施設】**

地域の活性化やまちづくり活動のために、来訪者へのもてなし、地域住民の交流、文化振興などに資する機能を有する拠点施設

(例) 来訪者休憩スペース、地域情報発信、地域と来訪者との交流拠点、カフェ・レストラン、トイレ、地元物産品販売、コンサート・発表会展示スペース、地域の伝統文化保存のための資料館、地元作家のギャラリーなど

**◇資金拠出の額**

県の拠出金額は、当該まちづくり拠点整備ファンドに対する住民・地元企業・市町村等地区の資金拠出額以内の額（1,000万円を限度）とします。

**◇資金拠出募集地区数**

2地区とします。

**◆ 応 募**

**◇応募書類**

まちづくり拠点整備ファンドへの資金拠出を要望する NPO 法人等は、次の書類を提出してください。

- ・「まちづくり拠点整備ファンド」資金拠出申請書（別紙）
- ・その他参考資料（NPO等紹介パンフレット、機関紙等活動の概要がわかるもの）

**◇応募期間**

平成21年6月1日（月）～6月26日（金）

**◇提出及び問い合わせ先**

**奈良県 土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課  
民間活動推進係 藤野、高田**

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-5433 FAX：0742-27-7685

E-mail：dezain@office.pref.nara.lg.jp

**◇提出方法**

地域デザイン推進課（県庁分庁舎6階）にご持参願います。

**◆ 審 査**

1. 応募内容について、担当課による確認及び選考委員会による審査を経て、内定\*を行い、申請者へ通知します。

※条件：「住民参加型まちづくりファンド（民都機構）への助成対象」に選定された場合に限り、資金拠出を行う

#### ◇担当課による確認

必要に応じて県庁内の部署の意見を聴取した上、応募資格を満たしているかを地域デザイン推進課にて確認します。

#### ◇選考委員会による審査

担当課による確認を経た後、まちづくり推進局内で設置された選考審査会において、全県的な地域バランスも考慮しながら、総合審査の上、内定を決定します。

2. 民都機構へ「住民参加型まちづくりファンド」資金拠出申請をしていただき、民都機構からの助成対象の決定をもって、県資金拠出を確定したものとさせていただきます。

### ◆資金拠出決定後の手続き

#### ◇資金拠出

- ・県資金拠出確定後、拠出金交付申請等所定の手続きを経た後、資金拠出いたします。
- ・民都機構への手続きも別途行っていただきます。

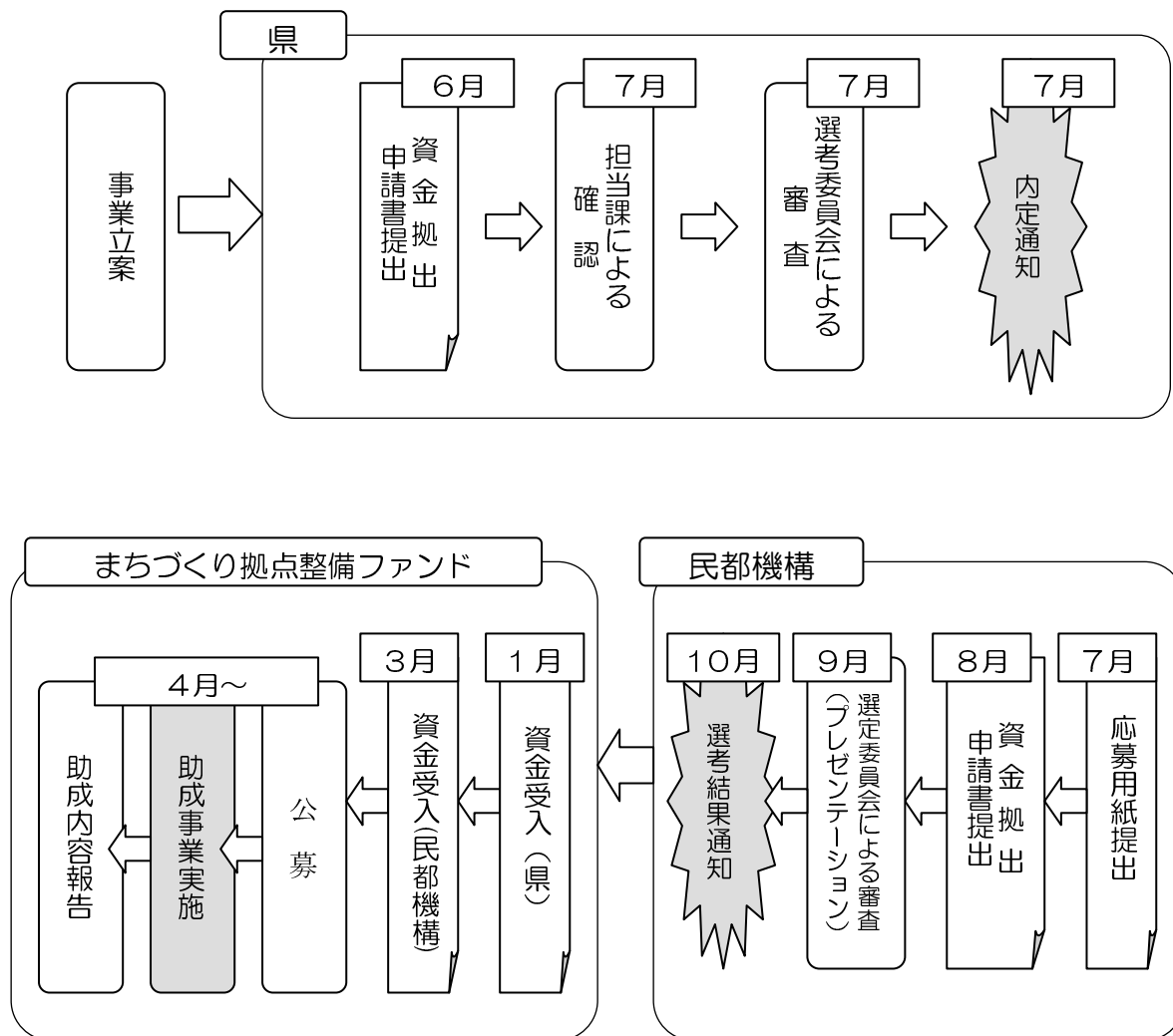
#### ◇事業実績報告

資金拠出後、必要に応じて当該資金拠出に係る助成の状況等について報告書を提出いただきます。



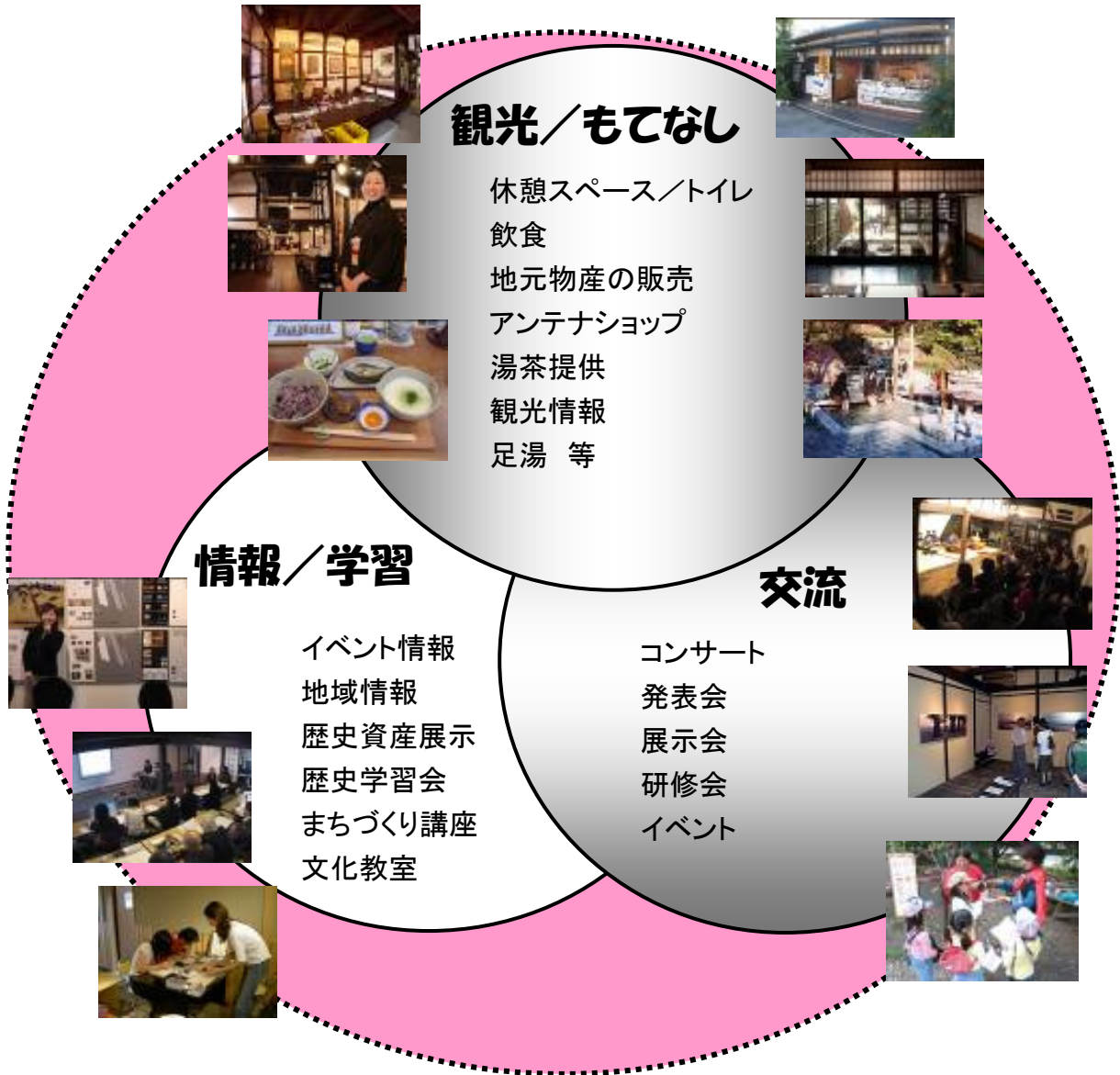
### ◆ファンド設立の流れ

注) スケジュールにある□月□月はあくまで予定です。



「まちづくり拠点整備施設のイメージ図」

## 「まちづくり拠点施設」のイメージ



奈良県 土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課